

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、翌日とする)

目 次

◇人委規則 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県条例第三十八号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条を次のように改める。

（一週間の勤務時間）

第二条 職員の勤務時間は、一週間につき、週休土曜日（条例第二条第三項に規定する週休土曜日をいう。以下同じ。）のある週にあつては四十四時間とし、それ以外の週にあつては四十四時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、一週間当たり四十二時間とする。

第五条中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第九条とする。

第四条第一項中「所定」を「正規」に改め、同条第二項中「終り」を「終わり」に、「繰りこされる」を「繰り越される」に改め、同条第三項中「経て」を「得て」に改め、同条を第八条とする。

第三条第一項中「所定」を「正規」に改め、同条第二項中「一せい」を「一斉」に改め、同条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準）

第三条 条例第二条第三項の任命権者が職員ごとに指定する土曜日は、平成元年四月一日を初日とする四週間及びこれに引き続く四週間ごとの期間のうち月の第二土曜日又は第四土曜日のいずれか一の土曜日のみがある期間内の当該土曜日以外の一の土曜日とする。

2 前条本文に規定する勤務時間は、週休土曜日のある週にあつては一日につき八時間となるように割り振り、それ以外の週にあつては月曜日から金曜日までの五日間においては一日につき八時間となるように、土曜日においては四時間となるように割り振るものとする。

3 任命権者は、条例第二条第三項ただし書の規定に基づき、特別の勤務

に従事する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、四週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に六日の勤務を要しない日を設け、かつ、正規の勤務時間（条例第二条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

4 任命権者は、特別の勤務に従事する職員のうち、職員の職務の特殊性その他の事由により、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを四週間ごとの期間について定めること又は勤務を要しない日を四週間につき六日とすることが困難であると認められる職員については、勤務を要しない日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

（勤務を要しない日の振替え）

第四条 条例第二条第四項の人事委員会規則で定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、勤務を要しない日の振替え（条例第二条第四項本文の規定に基づき、勤務日（同項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、勤務を要しない日の振替えを行った後において、勤務

を要しない日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、勤務を要しない日の振替えを行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

（半日勤務時間の割振り変更）

第五条 条例第二条第四項ただし書の人事委員会規則で定める勤務時間は、四時間（以下「半日勤務時間」という。）とする。

2 条例第二条第四項ただし書の規定に基づき割り振ることをやめることとなる半日勤務時間は、前条第一項に規定する期間内にある勤務日のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。

3 前条第二項又は第三項の規定は、半日勤務時間の割振り変更（条例第二条第四項ただし書の規定に基づき、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）について準用する。

（勤務を要しない日等の特例）

第六条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、前三条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難いときは、人事委員会の承認を得て、勤務を要しない日、勤務時間の割振り、勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の

割振り変更につき別段の定めをすることができ。

第九条の次に次の一条を加える。

(報告)

第十条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間の割振りの状況等について随時報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。

(職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の廃止)

2 職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(昭和六十三年三月鳥取県人事委員会規則第三号)は、廃止する。

(鳥取県人事委員会議事規則の一部改正)

3 鳥取県人事委員会議事規則(昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十七日」を、「二十七日」に改め、同項ただし書

中「日曜日」の下に、「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日」を加え、「国民の祝日に当る」を「休日」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

4 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「又は職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)附則第二項から第五項まで若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)附則第二項から第五項までの規定により一日の勤務時間

のすべてが勤務を要しない時間として指定された日」を削る。

第二十三条第三項中「次の各号」を「次」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「一週間」を「一週間当たり」に改める。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

5 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の五第四項第一号を次のように改める。

一 勤務を要しない日、休日及び職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十四条

第二項の人事委員会規則で定める日(県費負担教職員の勤務時間、

休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号。以下「勤務時間、休暇等に関する条例」という。)第五条の規定により代休を与えられた日を含む。以下「勤務を要しない日等」という。)ただし、特に勤務を命ぜられた日を除く。

(県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正)

6 県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「勤務を要しない時間、」を削る。

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

7 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「勤務を要しない時間、」を削る。

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

8 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年十二月鳥取

県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「。以下この号において「勤務時間条例」という。」を削り、「第三条」を「第二条」に改め、同号中ロを削り、ハをロとする。
(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

9 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号中「、職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)附則第二項から第五項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)附則第二項から第五項までの規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日」を削る。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
10 平成元年六月に支給する勤勉手当に関する前項の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第八条第二項第四号の規定の適用については、同号中「勤務を要しない日」とあるのは、「勤務を要しない日、鳥取県の休日定める条例(平成元年三月鳥取県条例第五号)附則第三項による改正前の職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)附則第二項から第五項までの規定、鳥取県の休日定める条例附則第四項による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)附則第二項から第五項までの規定又は職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第八号)附則第二項若しくは第四項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日」

とする。

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

11 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第二条中「次の各号」を「次」に改め、同条第二十八号中「勤務を要しない日又は」を削り、同条第二十九号及び第三十号を次のように改める。

二十九 職員の職務の特殊性その他の事由により、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることについて承認すること。
三十 業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、勤務を要しない日、勤務時間の割振り、勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更につき別段の定めをすることについて承認すること。

(人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正)

12 人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。
別表の事務局長専決事項の欄中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。